

つくば市教育長告示第3号

つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月30日

つくば市教育委員会教育長 森 田 充

つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金交付要綱

つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金交付要綱（令和5年つくば市教育長告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付の目的）

第2条 補助金は、義務教育の段階における不登校児童生徒に対して学習支援又は居場所の提供を行うつくば市内に開設された民間不登校児童生徒支援施設の安定的な経営に寄与し、もって不登校児童生徒の社会的自立を継続的に支援することを目的として、予算の範囲内において交付するものである。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であつて、つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録され、かつ、つくば市に居住しているものをいう。
- (3) 不登校児童生徒 学校における集団の生活に関して何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、学校に登校していない又は登校することができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にあり、就学が困難である児童生徒として、児童生徒が在籍する学校の学校長（以下「学校長」という。）と協議の上、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めたものをいう。
- (4) 民間不登校児童生徒支援施設 次のアからカまでに掲げる要件を全て満たす民間の施設をいう。
 - ア 月曜日から金曜日までのうち、週3日以上開所すること。
 - イ 学校の授業時間内であるおおむね午前8時から午後5時までの間で4時間以上施設を開所し、学習支援又は居場所の提供を行うこと。
 - ウ 不登校児童生徒に対する相談及び指導に関し、深い理解、知識又は経験を有し、それを活動の主たる目的としていること。
 - エ 学校と施設が相互に不登校児童生徒又はその家庭を支援するために必要な情報を交換する等、学校との間に十分な連携協力体制を構築することができること。
 - オ 学習支援又は居場所の提供を行うために必要な施設及び設備を有している、又は準備できること。
 - カ 施設での活動の様子等を利用者の保護者に定期的に連絡する等、家庭との

間に十分な連携協力関係を構築することができること。

- (5) 定期利用 民間不登校児童生徒支援施設への通所の有無にかかわらず、通所日とされた日の利用料を支払う必要がある利用をいう。
- (6) 不定期利用 民間不登校児童生徒支援施設に通所した場合に限り、利用料を支払う必要がある利用をいう。
- (7) 利用者 定期利用又は不定期利用により民間不登校児童生徒支援施設を利用する不登校児童生徒をいう。

(補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、民間不登校児童生徒支援施設を運営している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を民間不登校児童生徒支援施設の運営の主たる目的としていないこと。
- (2) 民間不登校児童生徒支援施設の職員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (3) 利用者の個人情報や教育長及び学校長に提供することについて、当該利用者の保護者の同意を得ていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付申請があった日が属する年度（以下「申請年度」という。）における不登校児童生徒の支援事業（以下「事業」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（給料、賃金、報酬、通勤手当及び法定福利費に限る。）
- (2) 報償費
- (3) 旅費

- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料（民間不登校児童生徒支援施設の職員が使用料及び賃借料の支出の対象となる施設を所有している場合を除く。）
- (8) 備品購入費

2 前項の規定にかかわらず、利用者（民間不登校児童生徒支援施設を運営している者の同居の親族である利用者を除く。）が3人未満の月の事業に要する経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる金額のうち最も少ない額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 補助対象経費の2分の1
 - (2) 補助対象経費から、利用者の保護者から徴収した民間不登校児童生徒支援施設の利用料、入会金、体験活動に要した費用その他の民間不登校児童生徒支援施設の利用に係る費用及びつくば市以外の団体から得た補助金の額を控除した額
 - (3) 別表の基本分の区分に掲げる算出方法により算出した額に、同表の加算分の区分のうち、該当する項目に掲げる算出方法により算出した額を加算した額
- （補助金の交付の申請）

第7条 規則第4条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までの日であって、かつ、事業の着手予定日の前日（着手予定日が4月1日である場合は、4月1日）とする。

3 規則第4条第2項第5号の教育長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金に係る施設概要（様式第1号別紙1）
- (2) 別表の加算額申請表（様式第1号別紙4）
- (3) 法人の定款（個人の場合は、開業届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。以下同じ。）の写しその他の事業の内容が分かる書類）
- (4) つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金に係る申立書（様式第1号別紙5）
- (5) 市税の滞納がないことを証する書類
（補助金の交付の決定）

第8条 規則第7条に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。

- 2 前項の通知には、別記に掲げる補助金の交付の条件を記載するものとする。
（状況の報告等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、毎月10日までに、前月分の利用者に係る出席状況報告書（様式第3号）を、学校長を経由して教育長に提出するものとする。ただし、3月分の出席状況報告書の提出期限は、当該年度の3月31日までとする。

- 2 補助事業者は、毎月10日までに、前月分の施設利用状況報告書（様式第4号）を教育長に提出するものとする。ただし、3月分の施設利用状況報告書の提出期限は、当該年度の3月31日までとする。
（補助金の交付の時期）

第10条 補助金の交付は、事業の完了後とする。ただし、補助事業者の請求により、補助金の交付決定額の9割以内の額を概算払により交付することができる。

- 2 前項ただし書の規定による交付に係る請求は、様式第5号により行うものとする。
（申請内容の変更等）

第11条 規則第12条の2に規定する申請は、様式第6号により行うものとする。

(変更等の承認)

第12条 教育長は、前条の申請を承認したときは、様式第7号により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条第1項に規定する報告は、様式第8号により行うものとする。

2 規則第13条第1項に規定する教育長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金事業報告書(様式第8号別紙1)

(2) 別表の加算額実績表(様式第8号別紙3)

(3) 補助対象経費を支出したことが分かる書類の写し

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条に規定する通知は、様式第9号により行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第15条 規則第15条の2第2項に規定する請求(第10条第1項ただし書の規定による交付に係る請求を除く。)は、様式第10号により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年度における補助金の申請期間の特例)

2 令和5年4月1日からこの告示の公表の日までに事業に着手した者に対する第7条第2項の規定の適用については、同項中「補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までの日であって、かつ、事業の着手予定日の前日(着手予定日が4月1日である場合は、4月1日)」とあるのは、「この告示の公表の日から1月を経過する日」とする。

別記（第8条関係）

交付の条件

- (1) つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金交付申請書及びその添付書類の内容に変更が生じたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにつくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金変更・中止・廃止申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、その完了した日から起算して20日以内に、つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金実績報告書につくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金収支決算書、つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金事業報告書、別表の加算額実績表及び補助対象経費を支出したことが分かる書類の写しを添えて教育長に提出しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付（概算払による交付に限る。）を受けようとするときは、つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金概算払請求書を教育長に提出しなければならないこと。
- (4) 補助金の交付（概算払による交付を除く。）を受けようとするときは、つくば市民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金交付請求書により教育長に請求しなければならないこと。
- (5) 補助金を他の用途に使用し、その他事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく教育長の命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (6) 前号の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があること。
- (7) 補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに応じなければならないこと。
- (8) 教育長が補助金について報告を求め、又は教育局職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

(9) その他つくば市補助金等交付適正化規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

別表（第6条関係）

区分	項目	要件	算出方法
基本分	1 民間不登校児童生徒支援施設の運営において経常的に必要となる経費	事業を行った場合	1週間当たりの延べ利用者数の申請年度の平均値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げた値）に8万円を乗じて得た額
	加算分	2 教員免許状所有者配置加算	不登校児童生徒を直接支援する職員が小学校の教員の免許状又は中学校の教員の免許状を有している場合
3 カウンセラー等配置加算		利用者及びその保護者に対してカウンセラー等（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、認定心理士、認定カウンセラーその他これらに類する資格等を有する者をい	カウンセラー等による相談業務に要した費用の額又は90万円のいずれか少ない額

	う。以下この表において同じ。)による相談業務を行った場合	
4 研修受講費加算	民間不登校児童生徒支援施設の職員が不登校児童生徒の支援に関する研修を受講した場合	当該職員が当該研修に要した費用の額又は15万円のいずれか少ない額
5 施設賃借料加算	賃貸借契約に基づき、民間不登校児童生徒支援施設の賃借料を支出した場合（民間不登校児童生徒支援施設の職員が賃借料の支出の対象となる施設を所有しているときを除く。）	民間不登校児童生徒支援施設の賃借料（申請年度内の賃借に係る賃借料に限る。）の総額又は90万円のいずれか少ない額
6 家庭訪問・支援加算	定期利用をしているが通所できない不登校児童生徒の居宅を訪問して支援した場合（自動車又は公共交通機関を使用したときに限る。）	(1) 自動車を使用した場合は、民間不登校児童生徒支援施設から当該不登校児童生徒の居宅までの往復の距離数（1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に37円を乗じて得た額

			(2) 公共交通機関を使用した場合は、その旅客運賃等に相当する額
--	--	--	----------------------------------

備考

1 申請年度の途中において事業を開始し、中止し、若しくは廃止した場合又は利用者（民間不登校児童生徒支援施設を運営している者の同居の親族である利用者を除く。）が3人未満の月があった場合における次の各号に掲げる項目の算出方法は、それぞれ当該各号に定める算出方法により行うものとする。

(1) 民間不登校児童生徒支援施設の運営において経常的に必要となる経費 1週間当たりの延べ利用者数の申請年度の平均値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げた値）に8万円を乗じて得た額に補助対象割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) カウンセラー等配置加算 カウンセラー等による相談業務に要した費用の額又は90万円に補助対象割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額

(3) 研修受講費加算 民間不登校児童生徒支援施設の職員が不登校児童生徒の支援に関する研修に要した費用の額又は15万円に補助対象割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額

(4) 施設賃借料加算 民間不登校児童生徒支援施設の賃借料（申請年度内の賃借に係る賃借料に限る。）の総額又は90万円に補助対象割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額

2 前項各号の「補助対象割合」とは、事業を10日以上行った月、かつ、利用者（民間不登校児童生徒支援施設を運営している者の同居の親族である利用者を除く。）が3人以上の月の月数を12で除して得た割合をいう。